

秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、秋田工業高等専門学校における試験、学業成績の評価、進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 到達度試験を前期中間、前期末、後期中間、後期末に実施する。

2 前項のほか必要があると認めるときは、追試験を行うことがある。

3 追加認定試験は、原則として第2学年から第4学年までに進級した者の不可の科目について実施する。

第3条 平素の成績で評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第4条 到達度試験に欠席した場合で、病気その他の事故でやむを得ない理由があったと認められた者については追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、速やかに受験願（病気の場合は医師の診断書、事故の場合はその理由を証明する書類を添付）を当該科目担当教員及び学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

3 前項の願い出があった場合は、教務主事が当該関係教員と協議の上、実施の可否を決定する。

4 追試験は、病気の場合を除き、原則として到達度試験終了後1週間以内に行う。

(再試験)

第4条の2 成績の評価で第1学年から第3学年は50点、第4学年及び第5学年は60点の合格点に達していない場合、再試験を行うことがある。ただし、その対象者については、欠課時数、遅刻回数の総数が授業時数の4分の1を超えていないこと、さらに出席しなかった授業に関して、その授業の内容を学習した証拠となる資料、または科目担当教員から指示された課題を提出した者を対象とする。

2 再試験を受けようとする者は、速やかに受験願を当該科目担当教員及び学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

3 前項の願い出があった場合は、教務主事が当該関係教員と協議の上、実施の可否を決定する。

第3章 学業成績の評価

(追加認定試験)

第5条 追加認定試験を受けようとする者は、受験願を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

2 追加認定試験の実施及び方法については、教務主事の指示による。

- 3 科目の合格認定は、当該学年にさかのぼって行う。
- 4 故意に試験に欠席したと認められた者は、当該試験科目に係るその後の追加認定試験の受験を認めない。

(成績の評価)

第6条 学期の成績は、その学期において実施した試験の成績及び平素の成績等を総合して100点法により評価する。

- 2 追試験の成績は、前項の規定により評価する。
- 3 再試験及び追加認定試験の成績の評価は、第1学年から第3学年の科目は最高を50点とし、49点以下を不合格とする。第4学年及び第5学年の科目は最高を60点とし、59点以下を不合格とする。

(異議申し立て)

第6条の2 当該期の成績評価及び出欠について、異議申し立ての理由を記載した「成績評価・出欠等についての異議申立書」により、異議を申し立てることができる。

- 2 異議申立期間は、年度ごとに校長の承認を経て、決定する。
- 3 第1項の申し立てがあった場合は、教務主事が当該関係教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

(学年成績の評価及び評定)

第7条 各科目の学年成績は、当該授業科目の実授業時数の4分の3以上の出席がある科目について、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法により評価し、次の区分により優、良、可、不可の評語で評定し、優、良、可を合格とする。出席が当該科目の4分の3に満たない場合は、第1学年から第3学年は49点以下、第4学年及び第5学年は59点以下の点数で評価して、不可と評定する。ただし、運営会議が認める理由（長期病欠その他）で、3分の2以上の出席がある場合については、4分の3以上の出席がある場合と同様に評価し、優、良、可又は不可で評定する。

- 2 学年成績を指導要録に記載する場合及び校外に通知する場合は評語によるものとする。

学年 評語	第1学年から第3学年	第4学年及び第5学年
優	100点～80点	100点～80点
良	79点～60点	79点～65点
可	59点～50点	64点～60点
不可	49点～0点	59点～0点

(故意に試験に欠席した場合等の成績)

第8条 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の成績は零点とする。

(不正行為をした場合の成績)

第9条 試験中不正行為を行った者は、その時間以降の受験を停止させ、当該試験全科目の成績を零点とする。

第4章 進級及び卒業の認定 (進級及び卒業の認定)

第10条 進級及び卒業は教務委員会に付し、学業成績及び特別教育活動の履修状況等を統合して、運営会議で認定する。この認定にあたっては、原則として次の号の基準に該当していなければならない。

- (1) 欠席日数が年間実授業日数の4分の1以下であること。又各科目の欠課時数が年間実授業時数の4分の1以下であること。ただし、校長が認める理由（長期病欠、その他）のある場合は、3分の1以下とする。
- (2) 本校の規定する単位数を満たしていること。
- (3) 卒業の認定にあつては、各学科指定の科目が不可でないこと。

第11条 前条各号に掲げる基準を満たさない者で、特別の理由があると認めた者については、運営会議で進級及び卒業を認めることがある。

(編入学)

第12条 校長は、第4学年に編入した者については、当該編入学科の第1学年から第3学年までの履修単位を修得したものとみなす。

2 第3学年に編入した外国人留学生については、前項に準ずる。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (中略)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成15、16年度に履修した科目に関する追加認定試験の成績の評価は、第6条の規則にかかわらず全学年共最高を60点とし、59点以下を不合格とする。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行し、第2条第4項、第12条第1項及び第12条第2項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。